

高岡市商店街の活性化に関する条例

条例の目的

この条例は、商店街の活性化についての基本理念と事業者、商店会、商店会団体、経済関係団体、建物所有者及び市の責務を定めることにより、商店街の活性化を図り、さらにその結果として市民生活の向上に寄与することを目的としています。(第1条)

基本理念

「商店街の活性化」は、事業者及び商店会が、主導的な役割を担うとともに、事業者、商店会、商店会団体、経済関係団体、建物所有者等及び市が連携して、市民協力のもと推進していくこととしています。(第3条)

各主体の役割

事業者

商店街を構成する一員として、積極的に商店会に加入しましょう。
商店街の活性化に関する事業に協力しましょう。

商店会

商店街の活性化に関する事業を企画・実施し、魅力ある商店街の形成に努めましょう。

経済関係団体

事業者への経営指導を行うほか、共同事業の実施、イベント事業等に関与し地域活性化に努めましょう。

高岡市

商店街の活性化に必要な施策を推進します。国及び富山県と連携して、商店街の活性化のため、必要な施策を実施します。

建造物所有者

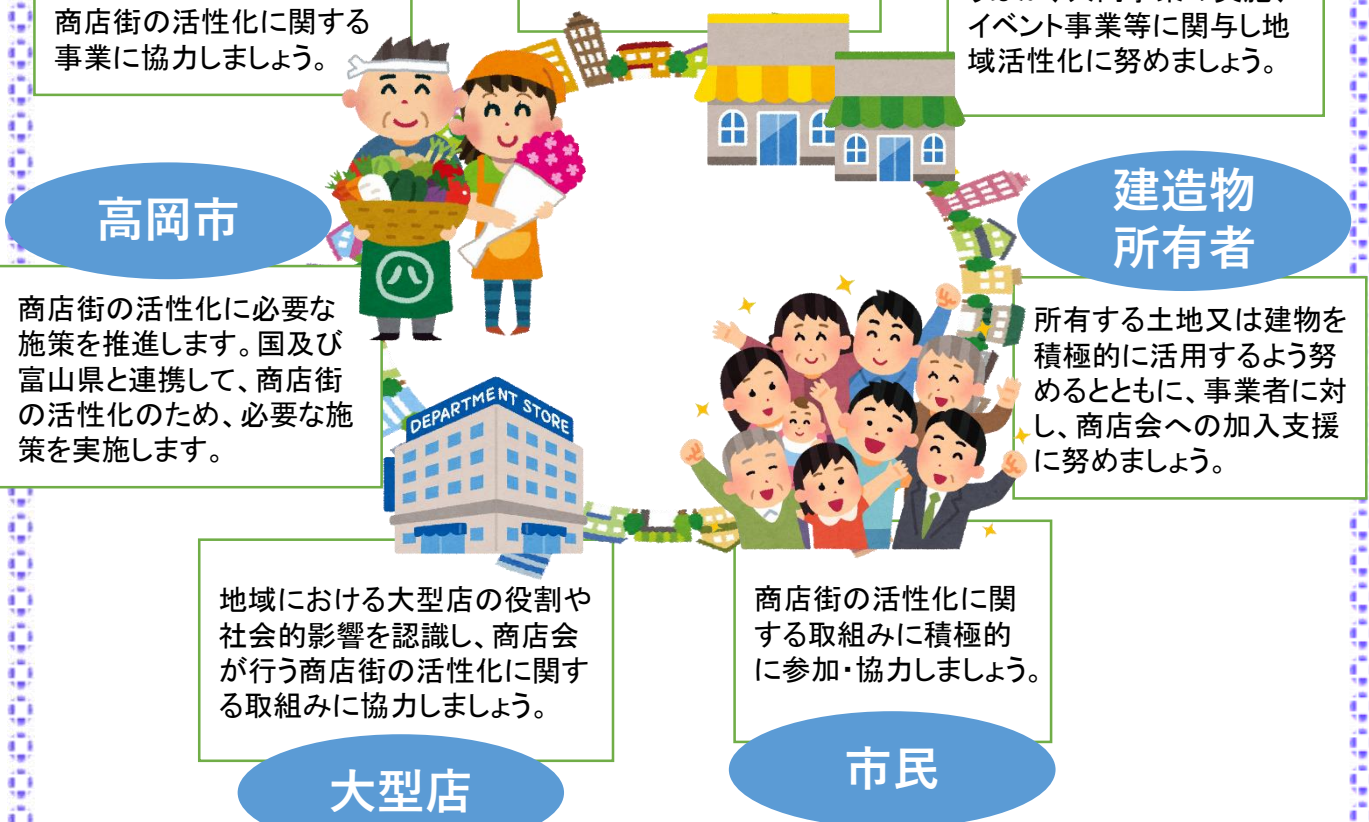
所有する土地又は建物を積極的に活用するよう努めるとともに、事業者に対し、商店会への加入支援に努めましょう。

地域における大型店の役割や社会的影響を認識し、商店会が行う商店街の活性化に関する取組みに協力しましょう。

大型店

商店街の活性化に関する取組みに積極的に参加・協力しましょう。

市民



商店街の活性化に向けて一緒に 取り組みましょう！

商店街は、身近な買い物の場、賑わい創出の場として、地域経済の振興や地域の賑わいづくりなど、大切な役割を果たしてきました。

しかし、近年では車社会の進展による郊外店の進出などによって商店街の来客数が減少しています。これに伴い事業所の数や商店会の会員数も減少。商店街の環境整備が困難になり、商店街の役割を十分に発揮できなくなっています。

そうした現状を踏まえ、高岡市商店街連盟や高岡商工会議所などとの意見交換を経て、平成29年9月に議員による政策的条例議案としてこの条例が制定されました。

商店街の取り組み

商店街は、地域の皆さんの日常の買い物の場であるとともに、様々な取り組みにより地域コミュニティの場としての役割を果たす、市民生活に欠かせないものです。

また、商店会では、事業者の皆さんから集めた会費により、様々な活動を行っています。

例えば…

- ☆街路灯やアーケードの整備・維持管理を行い、地域の安全に貢献しています。
- ☆お祭りやイベントを開催することで賑わいを創出し、地域住民にふれあいの場を提供しています。



条例に関するお問合せ

高岡市 産業振興部 商業雇用課

〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50 高岡市役所4階

電話:0766-20-1289 FAX:0766-20-1496

HP: <https://www.city.takaoka.toyama.jp/shogyo/sangyo/shogyo/kasseika-jorei.html>

詳細・条例本文はホームページをご覧ください。